

議案第70号

損害賠償額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出  
(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1 損害賠償の額 相手方（甲）に対し 金、16,470円  
相手方（乙）に対し 金、38,430円

2 損害賠償の相手方

- （甲） 城陽市在住者
- （乙） 医療保険者

## 提案理由

令和4年(2022年)5月11日午後1時30分頃、城陽市立寺田西小学校南校舎2階廊下において、授業参観(学校公開)のために来校していた甲が廊下の床が濡れていたことから足を滑らせ転倒し、足を負傷したことについて、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項の規定に基づき、甲に対し損害賠償額金16,470円、甲が乙による保険給付を受けたことにより、健康保険法(大正11年法律第70号)第57条第1項の規定に基づき、損害賠償請求権を取得した乙に対し損害賠償額金38,430円を支払い、示談としたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

### 地方自治法(抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)～(15) 略

② 略

### 国家賠償法(抜粋)

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 略

健康保険法（抜粋）

（損害賠償請求権）

第57条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 略

## 参考資料

### 1 事故の概要

令和4年(2022年)5月11日午後1時30分頃、城陽市立寺田西小学校南校舎2階廊下において、授業参観（学校公開）中、近くの手洗い場から水があふれて廊下の床が濡れ、職員が拭いたが乾き切っていなかったことから、保護者が足を滑らせ転倒し、左足第3指を脱臼、右臀部を打撲した。

### 2 事故後の対応

事故後、救急車を要請し、市内医療機関を受診した。医療機関を受診後、学校から甲に対し電話で謝罪、受診結果の聞き取りを行った。その後、家庭訪問を行い、本人に直接謝罪を行った。

### 3 損害の状況

左足第3指脱臼、右臀部の打撲により、通院治療に14日間を要した。

### 4 相手方との示談経過

示談協議を行い、市の損害賠償案の了解を得た。

### 5 その他

医療費について、甲が乙による保険給付を受けて支払いを行ったため、健康保険法第57条第1項の規定により、乙の負担分については損害賠償権が乙に移転している。

## 参考資料

見取図（寺田西小学校南校舎2階廊下）手洗い場

